（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第五条の規定による改正後の漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第六条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項附則別紙様式第二号並びに別紙様式第三号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○金融庁・農林水産省告示第五号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百四条第一項第一号ホ(4)、第二百五条第一号ハ(3)及び第二百七条第一項、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第四十八条第一項第一号ホ(4)、同条第三項第一号ハ(3)及び第四十九条の二第一項、農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第百十二条第五号ニ、第百十三条第三号ハ及び第百十六条並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日

金融庁長官　細溝　清史
農林水産大臣　林　芳正

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第一条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第六号ホ中「自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第三条第四項第六号イ(2)及びロ(5)を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号を次のように改める。

（附則別紙様式第一号）

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)				
コア資本に係る調整項目　(2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				